

令和4年度

県の予算編成に対する要請書

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、令和2年国勢調査で人口が約154万人（人口速報集計）となり、前回調査からの5年間で6万人以上増加するとともに、人口密度もさらに高くなっております。また、市内には研究開発機関が数多く立地し、その数が約400に及ぶなど、成長力の高い都市となっています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画」の第2期実施計画に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しており、さらに来年度から4年間を期間とする「第3期実施計画」の策定を進めています。

新型コロナウイルス感染症対応では、社会・経済全体への大きな影響が生じており、特に本市のような人口が集中する大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ適切な対応が必要となっています。

こうした状況をはじめ、県民・市民ニーズへのきめ細かな対応を行っていくためには、広域自治体としての県と基礎自治体としての市とが、それぞれの責務を踏まえ、協調して地域経営の視点を持って効果的・効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

今回とりまとめた要請事項は、事業の実施に支障を生じさせないために、県と市の役割分担等を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心としたものです。

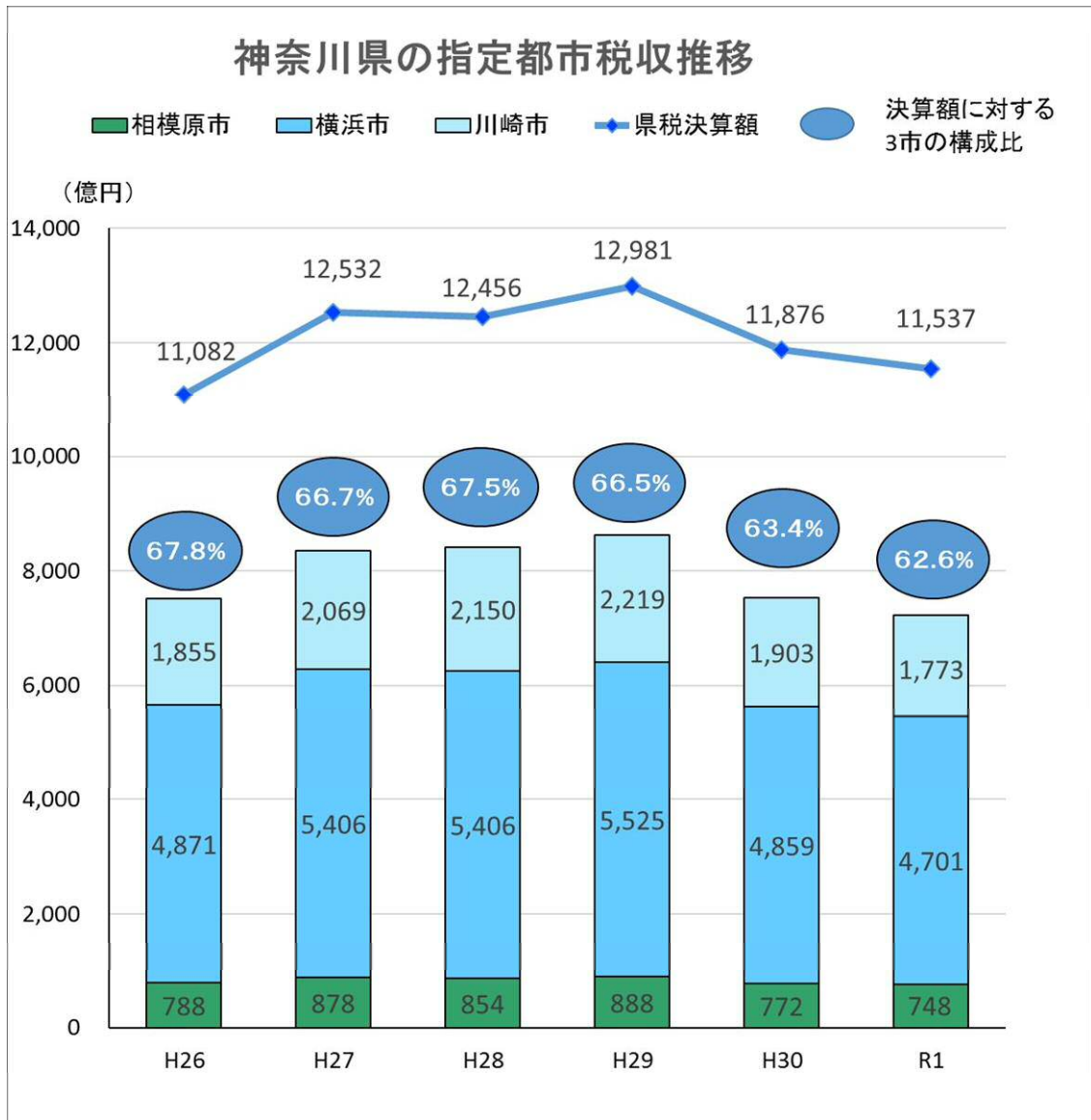
県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、県内指定都市の県税収入額が県税決算額全体の6割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、令和4年度の県予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

令和3年11月

川崎市長 福田紀彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県の県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。
（表示単位未満四捨五入）

※平成30年度及び令和元年度の収入額並びに3市の構成比の減少は、県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲による。

目 次

重 点 要 請 項 目

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3指定都市共通項目】・・・	1
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制等について【新規要請項目】・・・	3
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

要 請 項 目

○安心のふるさとづくり

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について【3指定都市共通項目】・・・	11
消防ヘリコプターによる広域応援体制について【川崎市・横浜市共通項目】・・・	13
保育体制強化事業の継続実施について【新規要請項目】・・・・・・・・	15
特別支援学校の受入枠の拡充について【川崎市・横浜市共通項目】・・・	17
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	19
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	21
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	23
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	27
河川管理施設の老朽化等対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	29
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・	31

○力強い産業都市づくり

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について ・・・・・・・・	33
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・	35

重 点 要 請 項 目

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、早急に補助率格差の是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。
- 3 指定都市在住であることだけをもって格差が設けられている現状について、県民たる市民に対し、説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財政措置はなされていません。
- 令和2年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、成果に着目したスクラップ・アンド・ビルドを行い、既存施策・事業の徹底的な見直しをすることとされております。
- 仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

合理的理由
のない格差

本市民は、県民として他市町村と同様の租税負担をしているにも関わらず
指定都市とその他の市町村との間には補助率の格差がある状況

本市の財政
運営に影響

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療 費助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業 補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給 付補助事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 0 0 % 一 般 市 1 0 0 %
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助 成事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対 象 外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対 象 外 一 般 市 1 / 2

租税負担の公平性が損なわれている

県税負担の実態を踏まえ、指定都市在住であることのみによる格差について

- ・ 早急に補助率格差を是正すること
- ・ 県内市町村と十分に協議すること
- ・ 県民たる市民に対する説明責任を果たすこと

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制等について

■ 要請事項

- 1 神奈川モデルの構築に係る費用については、指定都市へ求めることなく、県が負担すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、国に対して対象事業の拡大にかかる要請を行うこと。

■ 要請の背景

- 人口と医療資源が集中する都市部では、医療需要が非常に高く、通常の医療需要に上乗せされる新型コロナに係る医療需要に対応できる速やかな医療提供体制の構築が求められますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、全国一律の基準であることから、地域の実情に即した支援に支障を来たしています。
- また、同交付金は対象事業が限定されているため、地域の実情や医療機関のニーズに応じた支援については、現在まで指定都市の多大な財政負担によって賄われていません。
- このことから、「神奈川モデル」の構築にあたっては、地域によって異なる医療資源や支援ニーズ状況が反映されるべきであり、その費用は県が負担するとともに、国に対して対象事業の拡大を求めていく必要があります。
- なお、見込まれる医療需要に対応するため、民間病院の協力が不可欠ですが、多くの病院では、新型コロナ患者の受入れに伴う専用病床の確保や不急の入院・手術の抑制等による大幅な減収に加え、医療従事者の疲弊等のリスクを負っていることから、引き続き、十分かつ的確な公的支援が必要です。

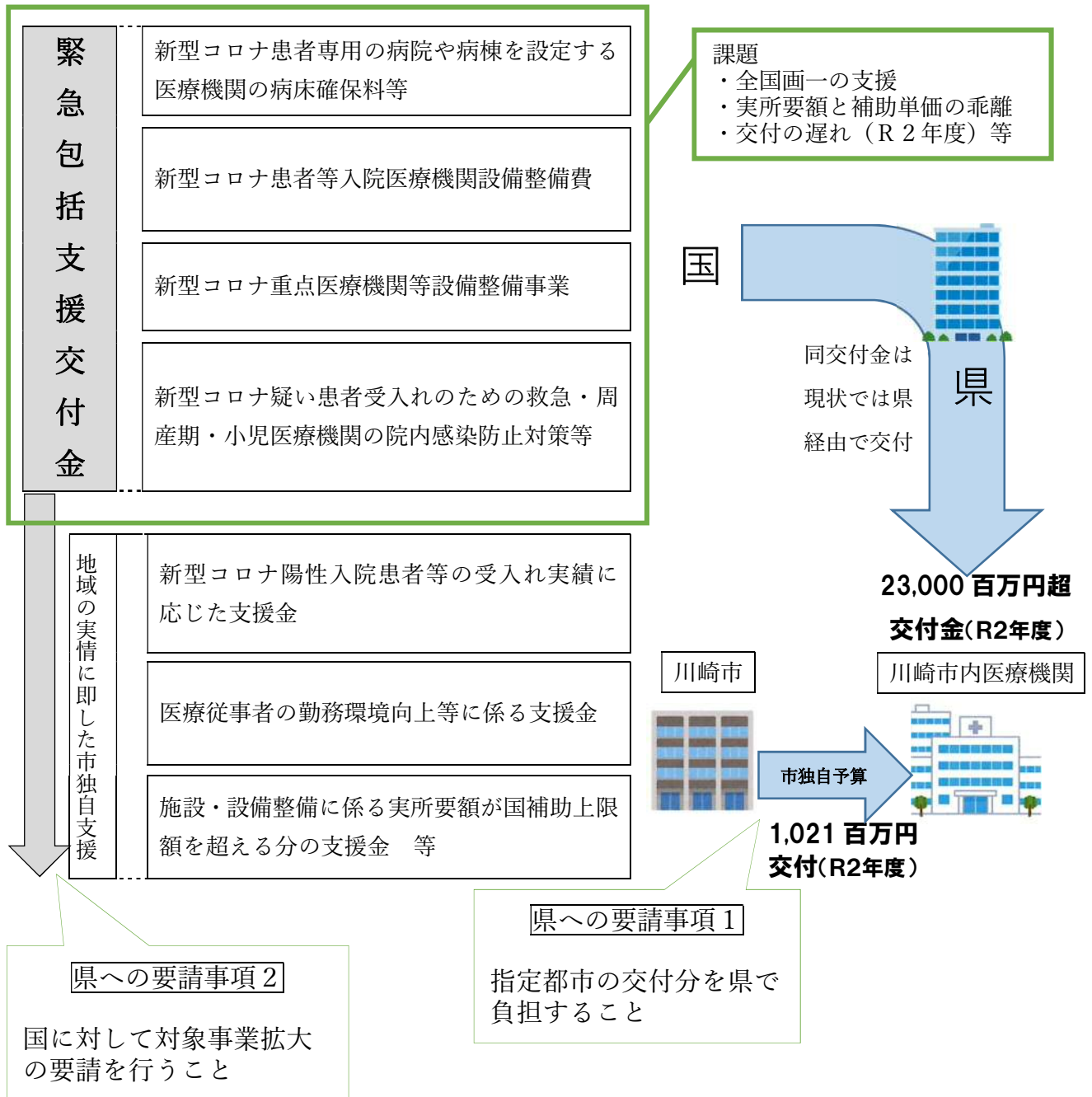
■ 要請額

- 令和4年度計画事業費（予算見積額） 449,892千円
（参考）令和3年度事業（予算額） 658,470千円（県負担0円）

■ 神奈川県のご役割

- 広域医療モデル「神奈川モデル」を県内自治体と連携の下で構築・運用し、県域全体の医療提供体制を構築する
- 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、神奈川モデル構築に係る経費を負担する

■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付の現状



この要請文の担当課/健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-2428

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

- 1 一級河川平瀬川における多摩川合流部の対策である「平瀬川ブロック河川整備計画」に基づく堤防整備について、早期実施に必要な支援を行うこと。
- 2 一級河川三沢川周辺地域における更なる治水安全度の向上のため、多摩川合流点処理等について、検討すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により多摩川において田園調布（上）水位観測所等で計画高水位を超える状況の中、平瀬川（県管理・市工事）の堤防等からの越水が確認され、約6ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- また、三沢川（県管理・県工事）においても、三沢川水門が設置以来はじめて操作される状況の中、水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約12ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- 平瀬川については、「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、多摩川との合流部対策が位置付けられており、「平瀬川ブロック河川整備計画」に基づく多摩川本川水位を考慮した堤防整備を国や県、本市が連携して、早期に実施する必要があります。
- また、三沢川については、国における水門操作の際にも三沢川の洪水を安全に流下させる必要があります。
- 近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、治水対策の更なる強化に取り組む必要があります。

■ 効果等

- 平瀬川及び三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害の最小化が図られます。

県の役割

- 平瀬川は県が管理、本市が整備・維持
- 三沢川は県が管理・整備・維持

令和元年東日本台風による平瀬川からの越水や三沢川周辺の浸水被害発生を踏まえ、
 → 県が「平瀬川ブロック河川整備計画」を策定
 → 三沢川の浚渫を実施



三沢川周辺の浸水状況



平瀬川周辺（多摩川との合流部）の浸水状況

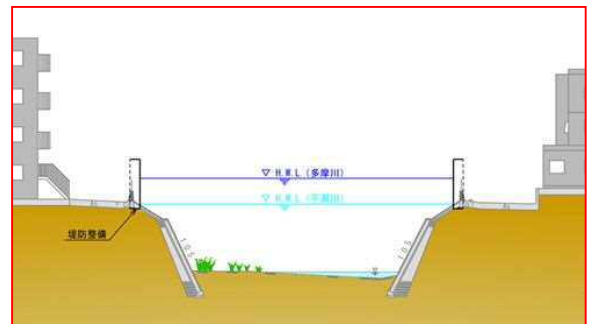


被害を踏まえた
対策の推進



三沢川水門
(国管理)

■三沢川の合流点処理等の検討



■平瀬川の堤防整備

平瀬川: 「平瀬川ブロック整備計画」に基づく堤防整備について、早期実施に向けた必要な支援
三沢川: 更なる治水安全度の向上のため、多摩川合流点処理等について検討すること

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。
- 2 超過課税を活用した制度として創設した「政令市市街地再開発臨時補助金」については、他の超過課税を活用した制度からの単なる財源の付け替えとならないよう配分を行うこと。また、補助率の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を明確に示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

■ 要請の背景

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・低炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、民間の事業への投資を促し、効果を発現させる意義があります。
- 県土の持続的な発展に向け、民間活力を生かしながら、契機を逃さず、良好な住環境の整備や業務・商業機能の導入による雇用創出、さらには税源涵養等を実現するためには、県市協調による財政措置が必要です。
- また、「政令市市街地再開発臨時補助金」は、従来の「都市再開発事業補助金」と比較し県負担額が1 / 15となるなど、補助率が低く、十分な額が交付されない等の課題があり、拠点整備の着実な推進に向け、制度の拡充等を図る必要があります。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和4年度 計画事業費	県負担額		着手 年度	完了 年度
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合		
合計	約 3.20	約 0.81	約 0.07	-	-
市街地再開発事業関連	約 2.54	約 0.64	約 0.05	-	-
鷺沼駅前地区	約 1.46	約 0.37	約 0.03	R4	R13
柿生駅前南地区	約 1.08	約 0.27	約 0.02	R4	R8
優良建築物等整備事業関連	約 0.66	約 0.17	約 0.02	-	-
戸手4丁目北地区	0	0	0	H26	R8
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約 0.04	約 0.01	約 0.01	R1	R4
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 0.62	約 0.16	約 0.01	R2	R7

県の役割

広域自治体として、県域全体の持続的発展に向けた市（基礎自治体）の補完をすること



- ・拠点整備に伴う県税の税源涵養効果等も踏まえた県市協調の取組が必要
- ・持続可能な県域全体の発展の牽引が必要

〔参考 / 市内拠点地区 及び 主な計画事業箇所〕



〔参考 / 今後の費用の見込み〕

(単位:億円)

事業名及び地区名	令和5年度 計画事業費	県負担額	
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合
合計	約 21.55	約 5.40	約 0.34
市街地再開発事業関連	約 16.49	約 4.13	約 0.28
(地域生活拠点等)			
鷺沼駅前地区	約 3.99	約 1.00	約 0.07
柿生駅前南地区	約 10.10	約 2.53	約 0.17
(広域拠点)			
京急川崎駅西口街区	約 2.40	約 0.60	約 0.04
優良建築物等整備事業関連	約 5.06	約 1.27	約 0.06
戸手4丁目北地区	0	0	0
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 1.62	約 0.41	約 0.02
向ヶ丘遊園駅前南地区	約 0.56	約 0.14	約 0.01
登戸駅前地区	約 2.88	約 0.72	約 0.03

市街地再開発事業等について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。また、補助率の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

要 請 項 目

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

地域防犯力強化支援事業における防犯カメラ設置事業に係る補助金については、地域からのニーズも高く、県の地域防犯力の向上に資するものであることから、引き続き、必要な財政措置を講ずること。また、これまでの事業の縮小について、住民に対し理由を明らかにすること。

■ 要請の背景

- 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例によると、県は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有し、そのために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされています。
- 防犯カメラ設置補助については、平成27年度までは神奈川県の単独事業として実施されていましたが、地域防犯力向上のため、事業を拡大し、平成28年度から県・市協調による補助制度が創設されました。
- 令和2年度の県民ニーズ調査によると、犯罪がなく安心して暮らすために最も重要なものという住民への質問に対し、防犯カメラ等の防犯設備の整備という回答が最多となっています。
- 当該補助制度に対する地域からの要請は大きく、地域の補助申請数に整備が追いついていない状況にあります。
- 当該補助制度は、令和2年度から令和4年度までの3年間の期間延長が図られたものの、令和3年度以降の県の補助上限額は逡減される事となっています。地域からのニーズが高く、地域防犯力の向上に大きく寄与する制度でもあることから、令和4年度の上限額逡減の見直し及び令和5年度以降の補助制度の継続が必要です。

■ 要請額

- 令和4年度計画事業費 13,000千円（県費5,200千円）

県は犯罪のない安全・安心まちづくりに対して責務を有する

【神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例】

- 県は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する（第2条）
- 県は、そのために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする（第6条）

【神奈川県地域防犯力強化支援事業の事業目的】（平成28年度制定時）

- 地域防犯力を強化することで、県民や観光客など、誰もが安心して過ごせる神奈川を実現する

防犯カメラの重要性は高く、犯罪抑止効果も認められる

【令和2年度県民ニーズ調査結果】

「犯罪がなく安心してくらすために最も重要だと思うもの」という質問に対する回答
⇒ 「防犯カメラなどの防犯設備の整備」が36.8%で最多

【平成30年度警察白書 第1部 特集・トピックスより 抜粋】

大阪市守口市にて、平成28年に市内全域に無線通信式防犯カメラ1,000台を設置
⇒ 平成29年の大阪府内の刑法犯認知件数は前年比で12.4%減少（同市内は21.7%減少）
⇒ 該当防犯カメラの設置が一定の効果を上げていると考えられる

現状は地域の設置要望に応えきれていない

【本市の設置率（設置申請台数に対する補助台数）の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請台数	185	220	131	124	87
補助台数	26	60	36	68	50
設置率	14%	27%	27%	55%	57%

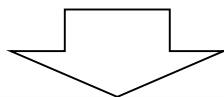
県の1台当たりの補助金額が下がっている

【県の1台あたりの補助上限額の推移（予定）】

- ・令和2年度 150,000円
- ・令和3年度 80,000円
- ・令和4年度 40,000円（予定）
- ・令和5年度 補助事業廃止

（参考）令和2、3年度において、川崎市は120,000円を補助している。

※ 令和2年度に補助したカメラの平均設置単価は34万円



県の責務、地域の要望、設置効果等を踏まえ、引き続き、必要な財政措置を講ずること。

また、これまでの事業の縮小について、住民に対し理由を明らかにすること。

消防ヘリコプターによる広域応援体制について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

消防ヘリコプターによる広域応援体制について、本市、県及び横浜市の役割分担やそれに応じた財政措置等、制度のあるべき姿の協議を継続的に行うこと。

■ 要請の背景

- 本市は、「消防防災ヘリコプターの出動等に関する協定書」に基づき、県の要請に応じ、横浜地域、県央地域及び湘南地区の一部（11市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動を実施しており、消防組織法第30条により県が行うとされている県域内の市町村への航空機を用いた支援を、県に代わって実施しています。
- 消防ヘリコプターの維持管理に対し、国による交付税措置のほか、県においても平成28年度から市町村地域防災力強化事業費補助金（以下「県補助金」という。）により、上限3,000万円の交付が開始されました。
- さらに、令和元年の消防庁勧告「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」により、二人操縦士体制や安全管理体制の強化が示された中、県においては、令和3年度から県補助金の対象経費に操縦士・整備士の養成費用等を追加するとともに上限を7,000万円に増額するなど支援の拡大を図っており、国においても操縦士の養成費用等に対して交付税措置の引き上げを図っています。
- しかしながら、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に示された運航体制の見直しが本格化する令和3年度以降、航空隊運営に係る人件費は上昇し、県内応援に係る費用も増大していくことから、本市、県及び横浜市の役割分担やそれに応じた財政措置等、制度のあるべき姿を検討するため、継続的な協議の場を設ける必要があります。

◆県の役割

消防組織法

第6条 市町村は、**当該市町村の区域**における消防を十分に果たすべき**責任を有する**。

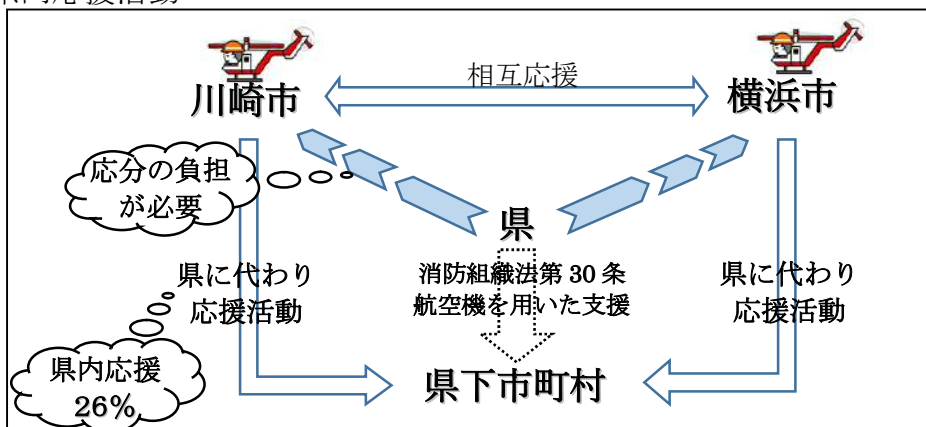
第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し**相互に応援**するように努めなければならない。

第30条 都道府県は、その区域内の**市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて**、当該市町村の消防を支援することができる。

横浜市、川崎市
が代替

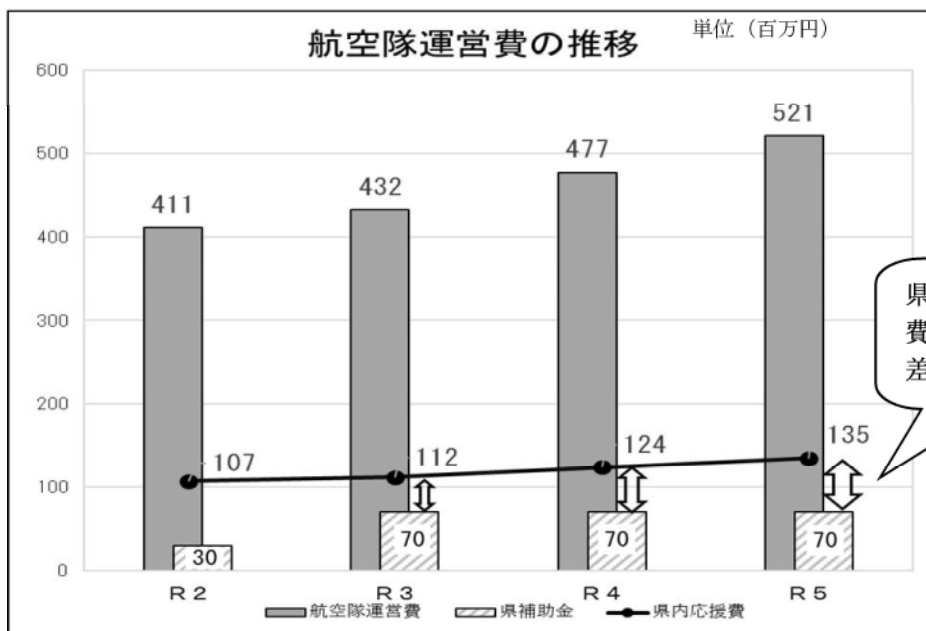
市町村消防の県内応援は相互応援が基本
相互とならない航空機を用いた県内応援は県の責務

◆現状の県内応援活動



応分の負担 = 航空隊運営費 × 県内応援26%

※県内応援 = 総飛行時間に占める、県補助金報告飛行時間 + 安全運航飛行時間 (県補助金報告飛行時間で按分)
H28～R2の5年平均で算出



県内応援にかかる費用と補助金との差が拡大していく

※R2:実績、R3以降:見込み

※当該年度の予算額・計画額を含む直近5年平均で算出

広域応援体制について、本市、県及び横浜市の役割分担やそれに適した財政措置等、制度のあるべき姿の協議を継続的に行うこと

この要請文の担当課 / 消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0159

保育体制強化事業の継続実施について

■ 要請事項

園外活動時の子どもの安全確保については、その重要性が改めて叫ばれている状況であり、園外活動時の見守りを行う保育支援者の配置に係る経費を補助する本事業について、次年度以降も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題です。
- 国は、平成26年度に、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を保育に係る周辺業務（消毒、清掃、給食の配膳、寝具の用意、その他保育士の負担軽減に資する業務）に活用し、保育士の業務負担の軽減を図ることによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的として、保育体制強化事業を創設しました。
- 令和2年度においては、次ページの事故等を契機に、保育体制強化事業を拡充させ、保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取組む場合は、月額15万円の費用補助となりました。（補助割合は、国：1/2、県：1/4、市：1/4）
- 道路と住宅街が密接している本市においては園外活動時の子どもの安全確保は急務であり、令和2年度に保育所等において地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、散歩等の児童の園外活動時の見守り等保育に係る周辺業務に活用するために要する費用の一部に対する補助金の交付について、川崎市保育体制強化事業補助金交付要綱を策定し実施しました（令和3年度は月額14万5千円で実施）。
- 令和4年度の国の概算要求で保育体制強化事業の実施要件が改善され、本事業の実施事業者の増加が見込まれます。待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、子どもを安心して育てることができる環境整備を推進するため、県と市が協力して次年度以降も、継続して事業を実施することが必要です。

【事業概要】

保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施できるよう、保育士の業務負担の軽減を図るため、消毒等を行う保育支援者の配置を支援するもので、保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合、1か所当たり月額145千円を補助する（令和3年度の補助割合は国1/2、県1/4、市1/4）。

滋賀県大津市で発生した園児の園外活動時の交通事故を受けて、令和2年度から補助制度を拡充！

県と市が両輪となり、県内の子育て支援策の充実と子どもの安全確保を推進！

【県の役割】（令和3年度当初予算案資料から抜粋）

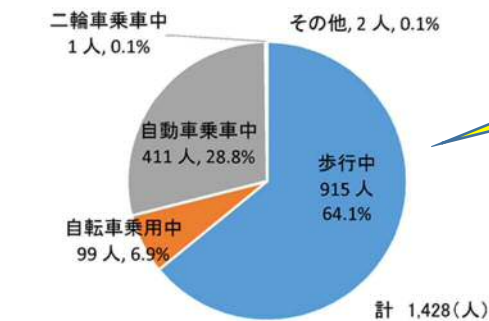
県内どこでも「待機児童ゼロ」の達成に向けて、保育士をはじめとする子育て支援人材の確保・育成や、待機児童対策を一層推進するための方策に取り組む。

また、幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等に向けた質の高い教育・保育サービスの提供を進めるとともに、多様なサービスの充実のため、市町村などの取組みを支援する。

【本市の現状】

令和元年5月に川崎市多摩区登戸の路上で、スクールバスを待っていた私立小学校の児童17名と保護者が相次いで刺され、1名が死亡する事件が発生したことを受けて、令和2年度から、保育体制強化事業を事業化し、園外活動時の児童の安全確保を推進している。

幼児に関する交通事故の状態別死者・重傷者数 【平成28年～令和2年の全国合計】



令和3年3月25日警察庁交通局「令和3年春の全国交通安全運動の実施について」から抜粋

幼児の交通事故は歩行中が最も多い！

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて、政府は令和3年8月に子どもの安全を守るための交通安全の緊急対策を決定！

【今後】

待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、子どもを安心して育てることができる環境整備を推進するため、県と市が協力して次年度以降も、継続して事業を実施することが必要。

この要請文の担当課／こども未来局保育事業部保育第1課 TEL 044-200-2686

特別支援学校の受入枠の拡充について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

特別支援学校の過大規模化・過密化が進む川崎市内において、県立特別支援学校の新設などにより、特別支援学校の受入枠を拡充すること。

■ 要請の背景

- 特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にあります。
- 現在、市内には、市立特別支援学校が4校あります。また、県立特別支援学校は3校あり、川崎市の児童生徒だけでなく横浜市の児童生徒も在籍しています。
- 近年、本市では、障害のある児童生徒の増加等により、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の在籍者が増加し過大規模化や過密化が進んでいます。特別支援学校においては受入枠が限界に達し、重度の障害のある児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍するケースも増加していることから、充実した指導が困難な状況です。
- 文部科学省においては、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、「特別支援学校設置基準」が制定されました。
- 県が令和3年3月に公表した「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）（素案）」では、川崎南部・横浜東部地域について、「県立特別支援学校の新設や既存の県立特別支援学校の増改築などを検討することにより、小学部から高等部までの知的障害教育部門、肢体不自由教育部門の受け入れ枠を拡大する」と示されています。
- 本市としても、課題解決に向けて、県とより一層連携して、特別支援学校の整備について取組を進めていきたいと考えています。
- 県においては、特別支援学校の新設など課題解決の方向性を具体的に示すとともに、川崎市と十分に協議をし、県と市が連携してスピード感をもって受入枠拡充に向けた取組を進めることを要請します。

■ 県と市の法的権限・役割分担

- ・特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にある。
- ・川崎市は、これまで養護学校（現・特別支援学校）の義務化の前から県に先んじて養護学校を整備するとともに、特別支援学級の全校設置や通常の学級との交流など、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、着実に取り組んできた。

■ 市内の実態

1 市立特別支援学校の在籍者数推移



2 小・中学校特別支援学級の在籍者数推移



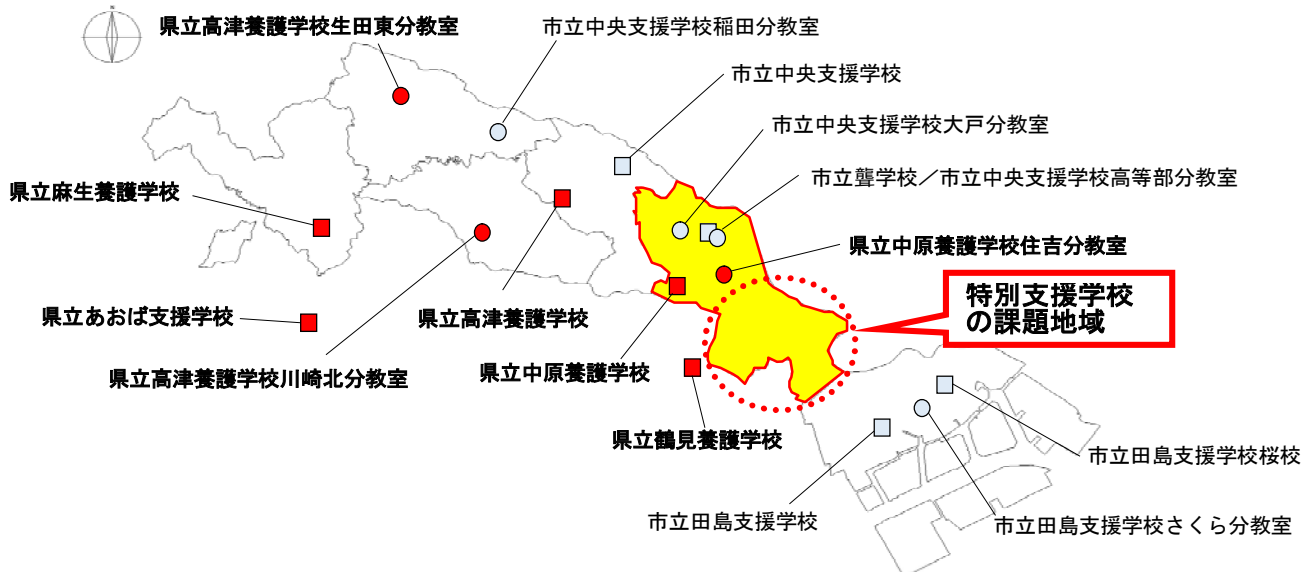
- ・川崎市においては、市立特別支援学校及び市立小・中学校の特別支援学級の在籍者が大幅に増加
- ⇒ 今後も増加傾向は継続する見込み
- ⇒ 早急に特別支援学校の受入枠の拡充が必要



< 県に求める事項 >

- ◆ 特別支援学校の新設など課題解決の方向性を具体的に示すこと
- ◆ 川崎市と十分に協議をし、県と市が連携してスピード感をもって取組を進めること

【特別支援学校の配置図（令和3年5月1日現在）】



この要請文の担当課／教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL 044-200-0365

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要請事項

新型インフルエンザ等発生時の患者の受診及び入院受入れ体制を強化するため、新型コロナウイルス感染症発生時に新たに追加した帰国者・接触者外来設置医療機関への医療資器材の導入や備蓄にかかる支援を実施すること。

■ 要請の背景

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、県において国の交付金を活用して、県内の医療機関への整備を進めたところですが、今後においても引き続き医療体制の整備を進め、新たな感染症の発生に備える必要があります。
- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、県においては、当該補助制度を活用して、市内の新型インフルエンザ等に対応する帰国者・接触者外来協力医療機関へ、平成26年度から令和2年度の間に9医療機関に対して人工呼吸器13台、簡易陰圧装置3台の配備を決定しております。
- 本市においては、新型インフルエンザ等にかかる帰国者・接触者外来は11施設でしたが、新型コロナウイルスにかかる帰国者・接触者外来については17施設に拡充しており、拡充した施設についても必要な支援の対象とするよう要請します。

■ 神奈川県 の役割

- 新型インフルエンザ等における医療体制整備を実施する中心的な役割を担うものとされ、入院医療機関において必要な治療が継続して行われるよう、医療機関における医療資器材の確保を支援する必要があります。

■ 川崎市の医療資器材等の整備支援の現状

○ 新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先	実施状況
1 新型インフルエンザ入院医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド (基準額:51,400円)	国 1/2	間接補助 (都道府県) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	補助有り 整備 継続中
2 感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円)	県 1/2		補助無し 未整備

○「新型インフルエンザ入院医療機関」への補助実績(9医療機関)

補助年度	内訳
平成26年度	人工呼吸器 5台
平成27年度	人工呼吸器 3台
平成28年度	人工呼吸器 2台 簡易陰圧装置 1台
平成29年度	人工呼吸器 2台
平成30年度	簡易陰圧装置 1台
平成31(令和元)年度	簡易陰圧装置 1台
令和2年度	人工呼吸器 1台
合計	人工呼吸器 13台 簡易陰圧装置 3台

要請：感染症外来協力機関についても補助対象とすること

新型コロナウイルス感染症発生時に新たに追加した帰国者・接触者外来設置協力医療機関(6施設)を含めた17医療機関を補助の対象とすること

この要請文の担当課/健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2446

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要請事項

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、エレベーター等の設置によるバリアフリー化の整備が位置付けられています。
- また、国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめにおいて、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅を優先してホームドアの整備を進めていくこととしています。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- ホームドアの整備については、本市においても、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅における整備を優先的に進めるとともに、今後は、さらに対策が必要となる駅についても整備を促進していく必要があります。

■ 効果等

- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、市民生活に身近な鉄道駅のバリアフリー化の取組を促進することにより、鉄道駅における安全性・利便性の向上を図ることができます。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、駅のバリアフリー化等に対して、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

➡ 鉄道駅のバリアフリー化の促進に向けて、鉄道事業者への支援が必要

<鉄道駅のバリアフリー整備状況>



<鉄道駅のバリアフリー化整備事業の予定>

対象	令和3年度	令和4年度
J R川崎駅 (南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
J R武蔵中原駅 (南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
J R武蔵新城駅 (南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
J R武蔵溝ノ口駅 (南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.3億円 市補助額0.3億円
J R登戸駅 (南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.3億円 市補助額0.3億円
要請額 計(県・市とも補助金1/12)		県補助額 約1.2億円 市補助額 約1.2億円

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、住宅及び沿道建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置等を講ずるほか、指定都市とその他の市町村の補助率の格差是正に取り組むこと。また、格差を設けている理由について、県民たる市民に対し、説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、まち全体の総合的な耐震化に向けて、特に耐震化率の低い状況にある木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について制度拡充を行い、重点的に取組を進めています。
- 耐震化の促進には継続的かつ十分な財政措置が必要であり、また、補助対象としている住宅及び沿道建築物、大規模な学校や病院等以外の商業施設等についても補助対象とするなど、制度拡充が求められています。
- 沿道建築物耐震化支援事業費補助金については、現在、指定都市に設定されている補助率（1/9）とその他の市町村の補助率（1/6）に格差があります。

■ 要請額

- 令和4年度事業費
・ 住宅耐震化事業
・ 沿道建築物耐震化事業
- | |
|-------------------|
| 約2.5億円（県費 約0.5億円） |
| 約1.0億円（県費 約0.2億円） |
| 約1.5億円（県費 約0.3億円） |

■ 効果等

- 住宅及び災害時の緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

県の役割

神奈川県耐震改修促進計画に定める耐震化の目標等に基づき、国・市町村と連携して、県内建築物の耐震化を促進する取組を進めていくこと



安全・安心に暮らせるまちづくりの推進のため、
広域自治体として、県内市町村への公平な支援が必要

<住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）>

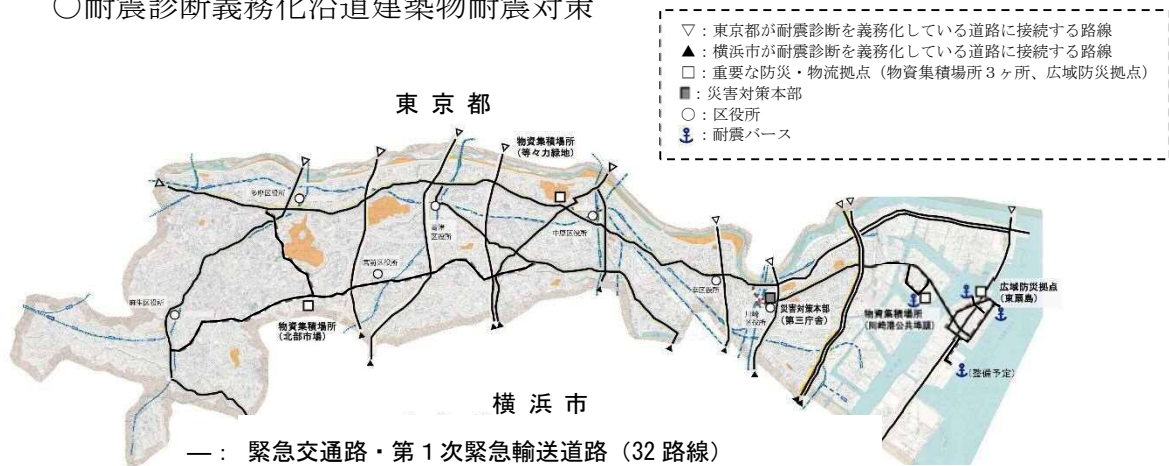
目標：住宅の耐震化率を令和7年度までに98%、特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とする。

（令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%）

耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和7年度を目途におおむね解消する。

主な取組

- 木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
- 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

※沿道建築物耐震化支援事業の補助率等

【現在】

市補助率 11/15			
県	市	国	事業者
1/9	2/9	2/5	4/15
限度額 4,400万円			

【要請】

市補助率 11/15			
県	市	国	事業者
1/6	1/6	2/5	4/15
限度額 4,400万円			

耐震対策の充実強化を図るため、継続的かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、指定都市とその他市町村の補助率の格差是正に取り組むこと。また、格差を設けている理由について、県民たる市民に対し、説明責任を果たすこと。

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長時間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、昭和59年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和2年度末時点で全市面積の約11%にとどまっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を推進していく必要があります。
- 第7次国土調査事業十箇年計画の閣議決定を受け、県において策定した「神奈川県地籍調査計画」に基づく本市10箇年の事業量の達成に向け、多摩区での「一筆地調査」を継続し、さらに、道路等との境界のみの先行調査を実施し、成果を公表していく効率的な調査手法である「街区境界調査」について、川崎市津波避難計画に基づき大規模災害が想定されている川崎区内の避難指示区域を令和4年度から優先的に実施していく必要があります。

■ 要請額

- 令和4年度計画事業費 29,880千円（県費7,470千円）

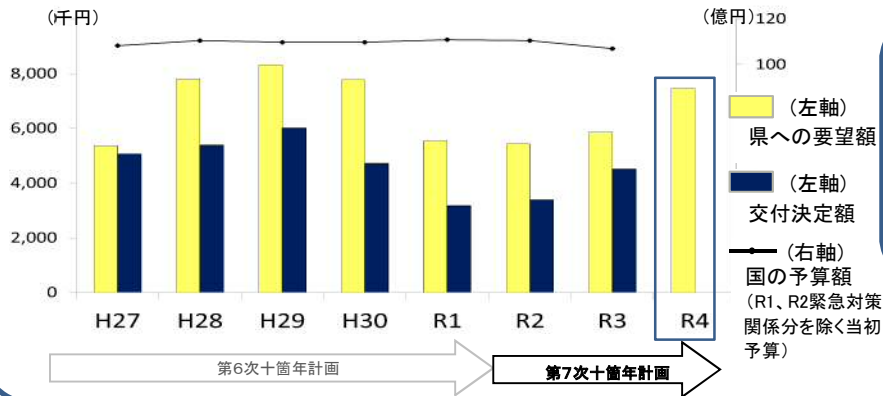
■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

県の役割

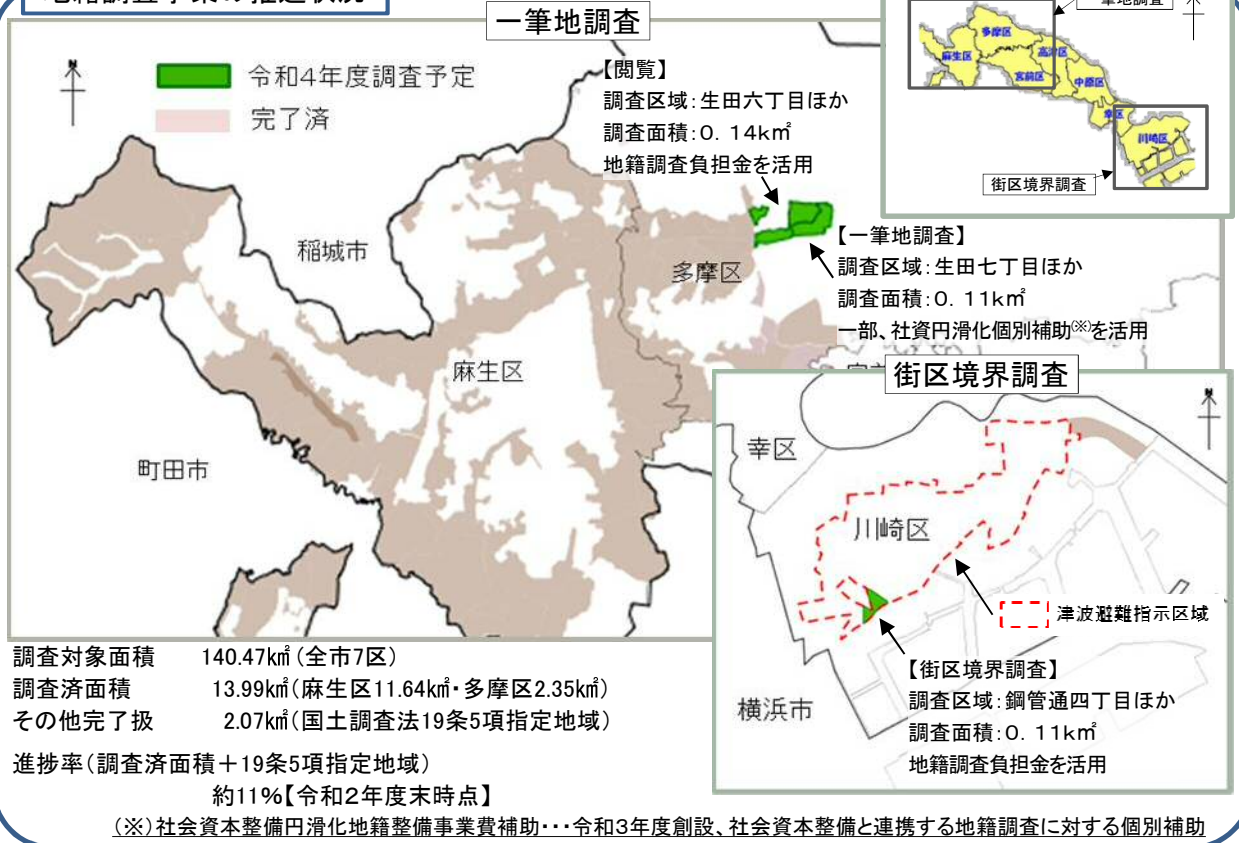
第7次国土調査事業十箇年計画に基づく効率的な調査手法の導入促進及び目標事業量達成に向けた**必要な財政措置及び国との調整**

地籍調査事業の県費の推移

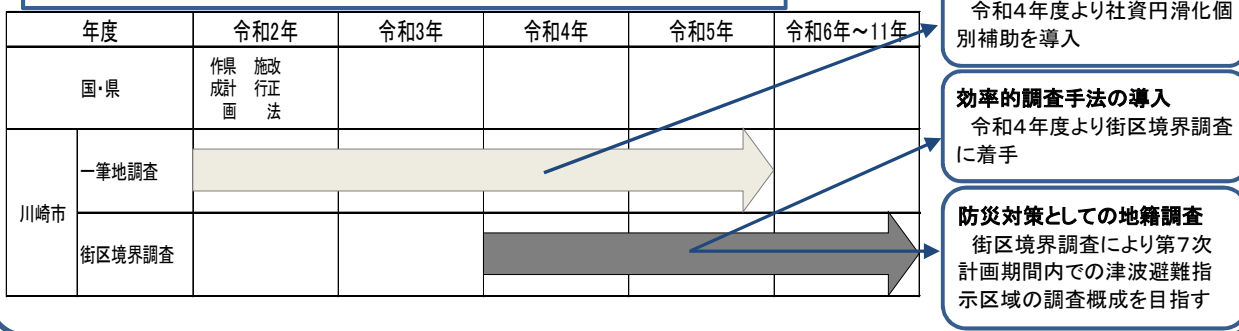


・国の予算は一定推移
・県の交付決定額は漸減傾向であったが、第7次計画期間に入り微増

地籍調査事業の推進状況



第7次国土調査事業十箇年計画期間の川崎市の取り組み



第7次国土調査事業十箇年計画の推進に向けた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課/建設緑政局道路管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

五反田川放水路整備事業の推進について

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量 50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川改修に取り組んでいます。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 事業効果の早期発現を目指し、国及び関係機関が取りまとめた「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている雨水貯留施設として暫定的に活用をしておりますが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

■ 要請額

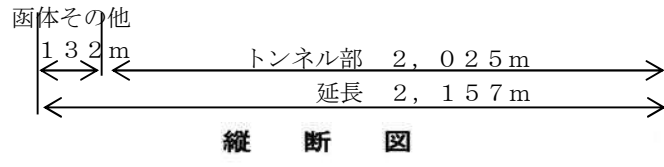
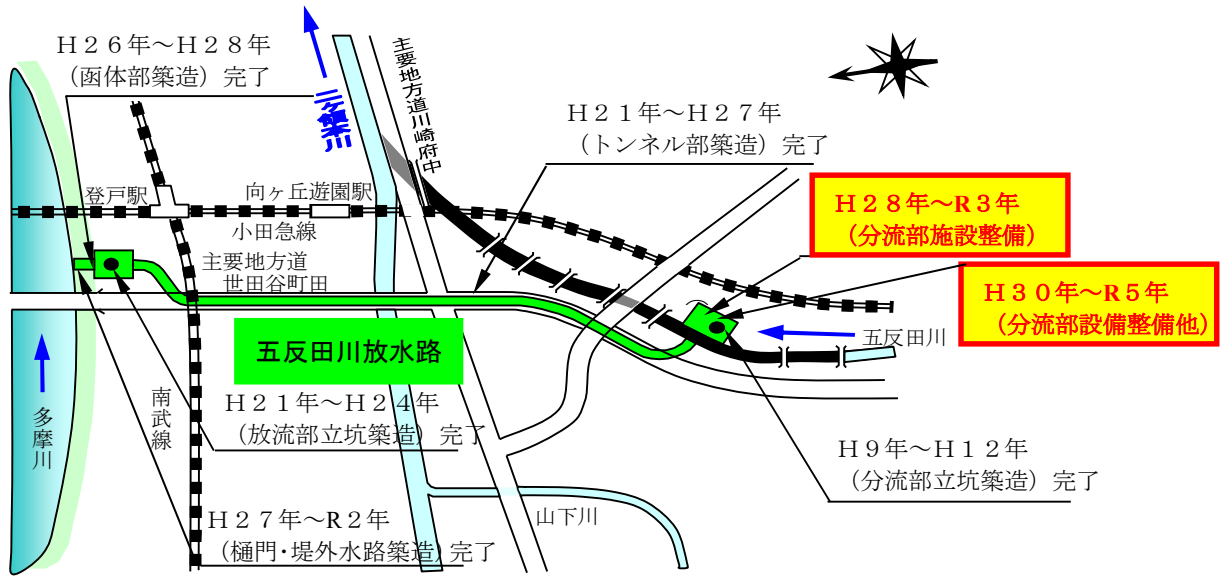
- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和4年度計画事業費 約16億円
（国費 約4.4億円、県費 約4.4億円）

■ 効果等

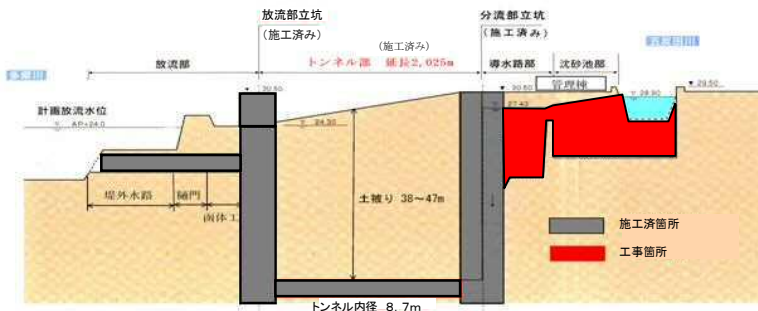
- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量 90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要

■大規模特定河川事業として、国・県・市でそれぞれ 1/3 の費用を負担



縦断図



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度 (令和2年度から暫定運用)
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)
- 今後の事業費の見込み

事業費	補助	国費	暫定運用						完成		合計※		
			H28年度まで	H29年度		H30年度 (2018)	R元年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)		R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
				当初	補正		当初	補正					
		56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9	
		56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9	
		56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9	
		168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7	
	単費	現年	21.2	0.5	2.6	3.4	5.6	1.8	2.6	2.6	4.0	41.7	
	合計	※総事業費	189.8	14.6	13.1	16.3	18.2	15.0	15.8	16.6	299.4		

五反田川放水路の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

■ 要請事項

- 1 河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和を県・市で連携して、国に対し働きかけること。
- 2 一級河川平瀬川の施設機能向上を図る改築工事について、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

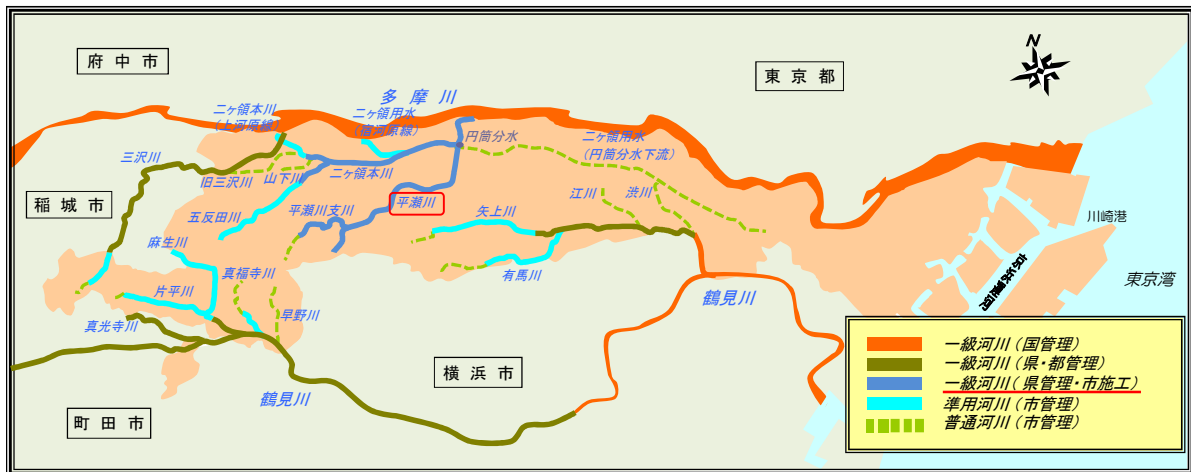
- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね50年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っていますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 平成30年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川であり、本市が協定により施工を行っている平瀬川において、護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため、耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- 令和4年度から、施設機能向上事業として国庫補助を活用できる見通しとなったことから、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

■ 効果等

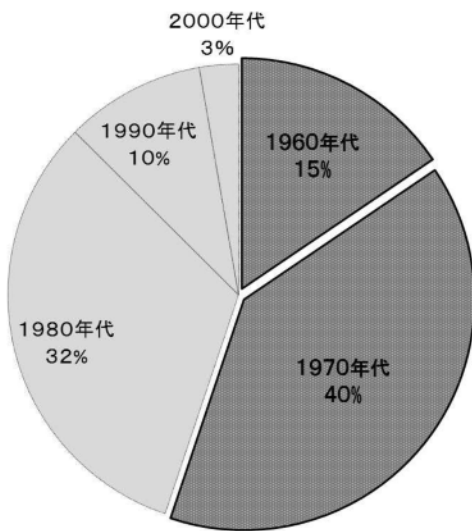
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川

■一級河川は国土交通大臣の指定により県管理だが、平瀬川は県との協議により市が施工



〔河川整備経過年数〕



■約6割(約21km)が築50年以上経過

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞

■市単独費による維持管理(起債対象外)

〔護岸更新〕

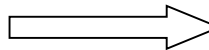


パラペットのズレ(最大10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

■鋼管護岸への更新を市費にて対応中

・維持補修等に要する予算確保のため、必要な制度創設や現行制度の要件緩和を国に対し働きかけること
 ・護岸の改築工事の早期完成に向けた計画的な財政措置を講ずること

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 現在県有地を活用している施設について、現状、背景等を踏まえ配慮すること。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、利用形態に変更が生じる場合においては、同様の対応が必要と考えます。
- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がされておりますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要と考えます。
- なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議において、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、九都県市連名で国に対して要請しております。

● 県有地の活用について

主な要請等の経過

市から

県の予算編成に対する要請活動の実施

「社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について」

「川崎市内における県施設等の活用等について」

※平成 27 年については多摩川会としても要請

要請が実現した主な事項

- ・ 社会福祉施設整備促進のため、県有財産貸付制度を創設（平成 24 年）
- ・ 本市が選定した事業者が社会福祉施設を整備する場合、県と当該事業者との直接の随意契約による県有地売却も可能に（平成 27 年）

県有地貸付制度

社会福祉施設の設置を予定しているが、価格等の理由から譲渡を受け
るのが困難な土地の場合貸付を受けることができる

⇒ 貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定

⇒ 貸付料の減額は行わない

など

● 県有地を活用している施設

県有地貸付制度を活用

- ・ 境町フェニックス・境町パイナップル保育園
（特別養護老人ホーム、保育所の合築施設）

元川崎職業技術校京浜分校跡地 敷地面積:3,775.89 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 26 年 10 月から土地の借受）

住所：川崎区境町 11-9



- ・ らいらっく幸保育園

元幸警察署塚越公舎跡地 敷地面積:1,392.71 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 27 年 4 月から土地の借受）

住所：幸区塚越 2-220-37



その他の県有地活用施設

- ・ かわさき健康づくりセンター

元サンライフ川崎跡地

敷地面積：5,377 m²（駐車場・テニスコート・公園含む）

住所：川崎区渡田新町 3-2-1

平成 15 年の覚書に基づき無償貸付



・ 県有地貸付制度について、保育所や今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料について、特段の配慮を行うこと

・ かわさき健康づくりセンターについて、川崎市で所有する土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は、覚書に基づき、無償貸付を継続すること

この要請文の担当課／総務企画局総務部庶務課 TEL 044-200-0863

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る 国道357号等の整備について

■ 要請事項

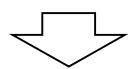
国道357号等の整備には膨大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援などを行うこと。

■ 要請の背景

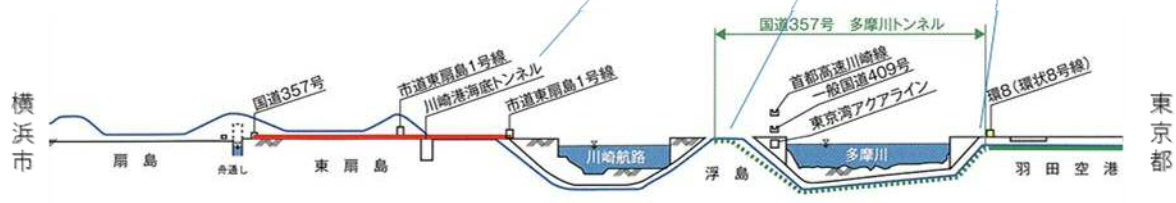
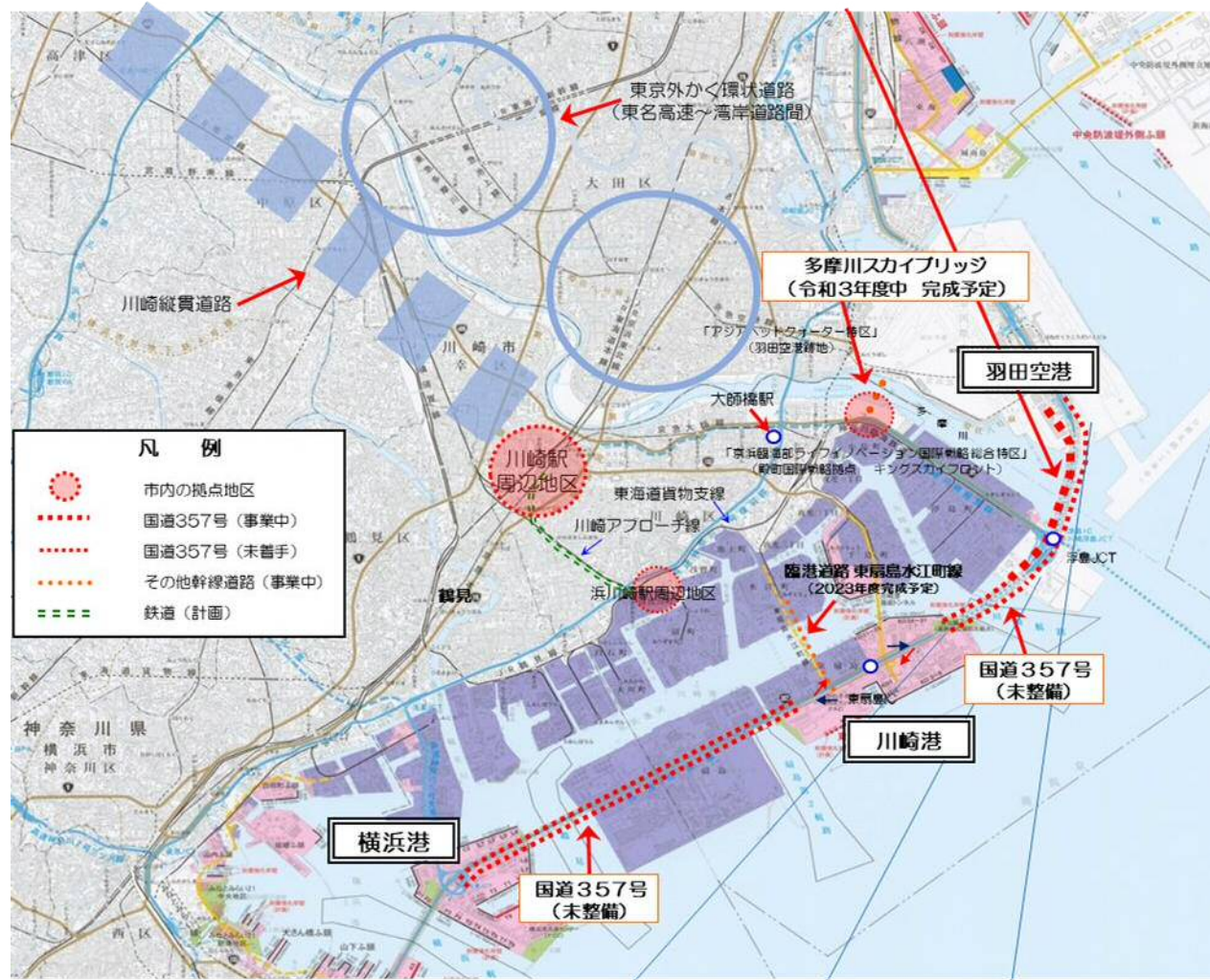
- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきました。当該地域を含む京浜臨海部は、県全体の製造品出荷額に占める割合等も高いエリアであり、本市としても川崎臨海部の目指す将来像として「臨海部ビジョン」策定し、持続的な発展に向けて取り組みを進めています。
- また、国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、東京圏の重要なエリアである羽田空港周辺地域と京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るために必要となる都市・交通インフラとして、羽田連絡道路（多摩川スカイブリッジ）と国道357号多摩川トンネルの整備が関係者間で合意されており、羽田連絡道路は、県の支援も受け効果の早期発現が見込まれます。
- 国道357号については、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県域の持続的な発展にも大きく貢献する重要な幹線道路であり、羽田連絡道路同様に、多摩川トンネルの効率的・効果的な整備促進が求められています。
- さらに、臨海部地域と内陸部を結ぶ川崎縦貫道路は、現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化を含めた幅広い検討が行われています。
- これらの路線は、空港、港湾の連携軸等として、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進めていく必要がありますが、整備には莫大な事業費も見込まれる中、整備促進に向けても財政面における支援などが必要です。

・首都圏の国際競争力の強化等に向けた広域交通ネットワークの整備効果の早期発現

《整備効果例》 競争力や魅力の向上、空港・港湾等へのアクセス強化、渋滞緩和、
 リダンダンシー確保・国土強靱化、広域的な交流・連携の促進 など



**神奈川県下に効果が広く及ぶ幹線道路ネットワーク形成に向け、
 財政面における支援などを行うこと**



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室	TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	TEL 044-200-2574

鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、交通政策の理念や方向性等を示した「川崎市総合都市交通計画」に基づき、各鉄道路線の安全性向上や輸送力増強等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 鉄道ネットワークの整備のためには、鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。横浜市高速鉄道3号線延伸については、令和2年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- また、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、鉄道網の整備等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

⇒ 鉄道ネットワークの機能強化により、首都圏における都市機能の向上等が図られることから、広域自治体としての支援が必要

<鉄道ネットワークの機能強化の取組>



<川崎市総合都市交通計画の概要>

本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤ 地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間の連携強化
・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
・羽田空港へのアクセス強化
・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
・快適性の向上(混雑緩和・定時性確保)
・安全、安心な移動環境の確保
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③ 耐震性の向上
・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

令和 4 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 3 年 11 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183